○標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正　令和六年　国土交通省告示第二百十号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務等
第一節　運送の申込及び引受け（第三条・第五条）
第二節　運賃（第六条・第十七条）
第三節　割付け（第十八条）
第四節　貨物の受取及び引渡し（第十九条・第二十六条）
第五節　指図（第二十七条・第三十人条）
第六節　事故（第三十一条・第三十三条）
第七節　運賃、料金等（第三十四条・第三十八条）
第八節　責任（第三十九条・第四十二条）
第九節　運搬運輸（第四十三条・第六十条）
第三章　積込み又は取卸し等（第六十一条・第六十四条）

第一章　総則

（適用）

第一条　当店が、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　前項の事業に附帯する事業を行います。

3　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

4　当店は、特別積合せ貨物運送を行います。

（運用範囲）

第二条　当店の約款が定める運送規約は、この運送約款の定めるところによります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令又は一般の慣習により、特別の運賃により、特別の取扱いを行うことがあります。

第二章　運送業務等

第一節　通則

（受付日時）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃の変更）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた際に、貨物の運送を行います。ただし、割増又は変更しやすい貨物が運送する場合その他の特別な事情がある場合は、この限りでありません。

（引受期間）

第五条　当店の貨物の引受期間は、次の日数を合算した期間とします。

一　発送地所間　貨物を受け取った日を含む二日

二　隣接地所間　貨物の発送地から隣接した地所までの距離百五十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。

三　前号の規定による引受期間の端数は、一日とします。

2　前項の規定による引受期間の開始の時点は、貨物の引渡しがあったときは、その翌日とします。

3　前項の規定による引受期間の終了の後、貨物の引渡しがあったときは、これを引受期間とします。

第二節　運送の申込及び引受け

（運送の申込み）

第六条　当店に貨物の運送を申込む者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。

一　申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

二　貨物の品目及び数量

三　集貨地及び配達地の住所及び荷送人の氏名又は商号並びに住所

四　荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

五　運送の希望期間

六　料金（第十七条第二項に規定する利用運送手数料、第三十四条に規定する割増賃金及び第六十二条第一項に規定する作業費用料、第六十三条に規定する積込料又は取卸料及び第六十二条第一項に規定する附帯業務料等をいう。）、有料道路利用料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払方法

七　荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

八　商品の品名

九　荷受人が貨物の引渡しを拒むときは、その旨

十　第六十二条に規定する附帯業務を委託するときは、その旨

十一　運送装置に付けるコンテナを委託するときは、その旨

十二　特別な事項があるときは、その内容

十三　本約款の内容について承諾する旨

十四　その他その貨物の運送に関し必要な事項

2　前項に掲げる事項のほか、当店が運賃割増率を使用する方法その他の特殊運賃の算出方法を定めた方法その他の特殊運賃の算出方法を定めているときは、当店が運送申込書に記載すべき事項や電磁的方法により提供すべきこととされている事項を当店に通知したものとなします。この場合において、申込者は、当該運送申込書を提出したものとなします。

（運送の引受け）

第七条　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該運送を引き受けることとするときは、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。

一　集貨地及び配達地の住所及び到着の予定日時

二　運賃、料金等の額

2　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があった場合において、当該運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することとしているときは、当該運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することにより、当該運送申込書の交付に代えて、当該運送引受書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当店は、当該運送引受書を交付したものとなします。

（運用範囲）

第八条　当店は、前条第一項の運送引受書に記載された運賃、料金等の額で、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習により、特別の取扱いを行います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特別の申込みに応じることがあります。

第二節　運賃

（受付日時）

第九条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃）

第十条　当店は、運送の申込みを受けた際に、貨物の運送を行います。ただし、割増又は変更しやすい貨物が運送する場合その他の特別な事情がある場合は、この限りでありません。

（引受期間）

第十一条　当店の貨物の引受期間は、次の日数を合算した期間とします。

一　発送地所間　貨物を受け取った日を含む二日

二　隣接地所間　貨物の発送地から隣接した地所までの距離百五十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。

三　前号の規定による引受期間の端数は、一日とします。

2　前項の規定による引受期間の開始の時点は、貨物の引渡しがあったときは、その翌日とします。

3　前項の規定による引受期間の終了の後、貨物の引渡しがあったときは、これを引受期間とします。

（運賃の申込み）

第十二条　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があった場合において、当該運送申込書に記載された運賃、料金等の額で、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習により、特別の取扱いを行うことがあります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特別の申込みに応じることがあります。

（運賃の決定）

第十三条　当店は、運賃、料金等を、当店の営業所の店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　前項の掲示又は掲載をしたときは、当店は、運賃、料金等の額を、当店の営業所の店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃の変更）

第十四条　当店は、運賃、料金等を変更するときは、その旨を荷送人に通知します。

2　前項の規定による通知をしたときは、当店は、運賃、料金等の額を、当店の営業所の店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃の支払）

第十五条　荷送人は、当店に対し、貨物の運送の中止、運送の取消し、運送の転送その他の処分に当たり、当店の指図をするときは、当店に対し、運賃、料金等を支払います。

2　前項の規定による運賃、料金等の額は、当店が荷送人に対し、その処分に当たり、当店の指図をするときまでに、当店が荷送人に通知します。

3　前項の指図をする場合において、当店が必要であったときは、指図書を提出しなければなりません。

（指図に応じない場合）

第十六条　当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

2　前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

第六節　事故

（事故の際の措置）

第十七条　当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の受取に代えて、

一　当店の責任を免れる事由があるときは、その事実

二　当店の責任を免れる事由がないときは、その旨

三　相当の期間内に荷送人の指図がないときは、その旨

を通知します。

2　当店は、前項の規定により、貨物の滅失又は毀損のために荷送人が受ける利益を、その滅失又は毀損の時における価格を限度として、賠償します。

3　第三十六条第二項の規定により、貨物の滅失又は毀損のために荷送人が支払うべき金額を控除します。

4　第一項の規定により、貨物の滅失又は毀損のために荷送人が支払うべき金額が、第三十六条第三項の規定により、貨物の価格について争いがあるときは、公平な第三者の鑑定又は当事者の協議により、その価格を決定します。

5　第者の鑑定又は当事者の協議を要するときは、当店は、その費用を負担します。

第十八条　当店は、貨物の滅失又は毀損の原因が、荷送人の責任に帰すべき事由であるときは、その責任を負わない。

2　前項の規定により、貨物の滅失又は毀損のために荷送人が受ける利益を、その滅失又は毀損の時における価格を限度として、賠償します。

（責任の特別の種類）

第十九条　当店は、貨物の滅失、損傷についての責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。

（責任と免責）

第二十条　当店は、貨物の滅失、損傷についての責任を免れようとするときは、当店が、その貨物の滅失、損傷について、当店の責任を免れる事由があることを証明しなければなりません。

（コンテナ貨物の責任）

第二十一条　前条の規定にかかわらず、コンテナに積まれた貨物が次に掲げる場合に滅失しまたは損傷したときは、当店は、その貨物の滅失または損傷について、当店に対し損害賠償の請求をしようとする者は、その請求に係る貨物が当店又はその使用人の管理下にあったことを証明しなければなりません。

1　荷送人が貨物を詰めたものであること。

2　コンテナが荷印に異状がないこと。

（生鮮食料品等を運送する貨物の責任）

第二十二条　当店は、動物その他特殊な設備を要する貨物の運送について、第十四条第二項の規定に基づき付加された運賃が、当該貨物の特殊な設備を当店が用意しなかったことにより不足していると認められた場合には、当該貨物の滅失または毀損について、当店は、責任を負いません。

（荷送人の申告による貨物の責任）

第二十三条　当店は、貨物の内容を確認しようとしても、荷送人が、当店の運送引受書に品名、品種、重量、容積又は個数を記載したときは、その記載について、責任を負いません。

（荷送人の申告による記載の責任）

第二十四条　荷送人の申告により、当店は、運送申込書の記載又は荷送人の申告が不実又は不審であったために生じたことは、当店は、責任を負いません。

2　前項の場合において、当店が損害を蒙ったときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

（免責）

第二十五条　当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害について、損害賠償の責任を負いません。

一　当該貨物の欠陥、自然の消耗、腐敗又は変質

二　当該貨物の性質による発火、爆発、ぬれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由

三　同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は暴動

四　不可抗力による火災

五　地震、津波、高潮、大雨、暴風雪、雷すべり、山崩れ等その他の天災

六　法令又は公権力の命令による運送の差止め、押収、没収、検疑又は荷送人の引渡し

七　荷送人又は荷受人の過失又は荷送人の指示

（運賃等に対する特別）

第二十六条　荷送人が、当店に対して、貨物の滅失、損傷、延着その他の損害について、損害賠償の責任を負いません。

2　前項の規定が、次に掲げる場合には、適用しません。

一　運送契約の締結の当時、貨物が滅失または毀損していたこと。

二　当店の故意又は重大な過失によって貨物の滅失、損傷又は延着を生じたこと。

（責任の特別消滅事由）

第二十七条　当店は、貨物の一部滅失又は損傷について、荷受人が異議をとらないで貨物を受け取ったときは、損傷しません。ただし、貨物に損傷があった場合において、貨物の引渡しをしたときは、荷受人が損傷を発見しやすい運送の場合に、当店に対して荷受人が貨物の引渡しをしたときは、その日から二週間以内に当店に対して通知を発しなかったときは、その限りでありません。

2　前項の規定は、当店が、貨物の引渡しの当時、当店がその貨物について一部滅失又は損傷があったことを知っていたときは、適用しません。

3　荷受人が貨物の引渡しを受けた後、当該貨物の運送に係る荷受人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に、荷受人が、貨物の一部滅失または損傷があったことを当店に対して通知を発しなかったときは、荷受人は、当店に対して、その滅失または損傷について、当店に対して、その滅失または損傷について、当店に対して、その滅失または損傷について